



差し押さえには「換価の猶予」や
「差押えの猶予」を

事業の継続、生活の維持を
困難にする恐れがある財産の
差し押さえは、猶予または解
除できます（「換価の猶予」国税
徴収法151条、「差押えの猶予」地
方税法15条5）